

議案第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

理由

個人情報保護法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護に係る業務等についても同法の適用を受けることとなるため、同法の施行に関して必要な事項を定めるもの。これが、この議案を提出する理由である。

## 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において法第2条第11項第2号に定める地方公共団体の機関とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員（以下「実施機関」という。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示義務の範囲)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号エに掲げる公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する部分及び次項に該当する部分を除く。）とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示としない必要がある情報として条例で定めるものは、情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号エに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、広域連合長は、特別の理由があると認めるときはその費用を徴収しないことができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第8条 広域連合長は、毎年1回、広域連合における法の施行の状況について公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第20号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第6条の規定によるその業務に関して知

り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

（１） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち旧個人情報の取扱いに従事していた者

（２） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（１） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２） 第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正）

8 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号エ中「部分」の次に「（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」を加える。

第28条を第29条とする。

第27条の見出し中「運用状況」を「施行状況」に改め、同条中「運用」を「施行」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問)

第27条 実施機関は、情報公開の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 9 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」を「福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)における福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」に、「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」に、「推進する」を「推進し、並びに広域連合議会からの諮問に応じる」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報保護条例第2条第2号」を「法第60条第1項」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条第1号中「に規定する審査請求に関して」を「の規定による」に改め、「実施機関」の次に「(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下第5号において同じ。)から」を、「応じ」の次に「審査請求につい」を加え、同条第2号中「個人情報保護条例第40条に規定する審査請求に関して」を「法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による」に改め、「実施機関」の次に「(福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下第6号において同じ。)から」を、「応じ」の次に「審査請求につい」を加え、同条第5号中「第28条第1項」を「第27条第1項」に、「評価書に関する」を「特定個人情報保護評価に関する事項について意見を述べる」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて」を「情報公開条例第27条の規定による実施機関からの諮問に応じ情報公開の適正な取扱

いについて」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 個人情報保護法施行条例第7条の規定による実施機関からの諮問又は議会個人情報保護条例第50条の規定による議長からの諮問に応じ個人情報の適正な取扱いについて調査審議し、答申すること。

第3条第3号中「前2号に掲げるもののほか、」及び「並びに個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年議会条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による議長からの諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること。

第8条第1項中「実施機関（」の次に「第3条第1項に規定する実施機関又は同条第2項に規定する実施機関をいう。」を加え、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第12条中「個人情報保護条例第25条」を削る。

第16条中「第5条第4項」を「第5条第6項」に改める。

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例・新旧対照表  
(附則第8項関連)

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略) (公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることに</p>	<p>第1条～第6条 (同左) (公文書の開示義務)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア～ウ (同左)</p> <p>エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p>

改正案	現行
<p><u>より当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第26条 (略)</p> <p><u>(審査会への諮問)</u></p> <p><u>第27条 実施機関は、情報公開の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(<u>施行状況の公表</u>)</p> <p>第28条 広域連合長は、毎年1回、この条例の<u>施行</u>の状況について公表<u>するものとする。</u></p> <p>第29条 (略)</p>	<p>オ (同左)</p> <p>(2)～(7) (同左)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第26条 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>運用状況の公表</u>)</p> <p>第27条 広域連合長は、毎年1回、この条例の<u>運用</u>の状況について公表<u>しなければならない。</u></p> <p>第28条 (同左)</p>



福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例・新旧対照表  
(附則第9項関連)

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 <u>福岡県後期高齢者医療広域連合</u> (以下「<u>広域連合</u>」という。)における<u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例</u> (平成19年条例第19号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。)に基づく<u>情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第57号。以下「<u>法</u>」という。)に基づく<u>個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進し、並びに広域連合議会からの諮問に応じるため、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u> (以下「<u>審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>公文書</u> <u>情報公開条例</u>第2条第2号に規定する<u>公文書</u>をいう。</p> <p>(2) <u>保有個人情報</u> <u>法</u>第60条第1項に規定する<u>保有個人情報</u>をいう。</p> <p>(所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>情報公開条例</u>第19条の規定による<u>実施機関</u> (<u>情報公開条例</u>第2条第1号に規定する<u>実施機関</u>をいう。以下第5号において同じ。)からの諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) <u>法</u>第105条第3項において準用する同条第1項の規定による<u>実施機関</u> (<u>福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例</u> (令和5年条例第 号。以下「<u>個人情報保護法施行条例</u>」という。)第2条第1項に規定する<u>実施機関</u>をいう。以下第6号において同じ。)からの諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議し、答申すること。</p> <p>(3) <u>福岡県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例</u> (令和5年議会条例第 号。以下「<u>議会個人情報保護条例</u>」という。)第45条第1項の規定に</p>	<p>(設置) 第1条 <u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例</u> (平成19年条例第19号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。)に基づく<u>情報公開制度及び福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例</u> (平成19年条例第20号。以下「<u>個人情報保護条例</u>」という。)に基づく<u>個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進</u>するため、<u>福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u> (以下「<u>審査会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(定義) 第2条 (同左)</p> <p>(1) <u>実施機関</u> <u>情報公開条例</u>第2条第1号及び<u>個人情報保護条例</u>第2条第1号に規定する<u>実施機関</u>をいう。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>個人情報</u> <u>個人情報保護条例</u>第2条第2号に規定する<u>個人情報</u>をいう。</p> <p>(所掌事務) 第3条 (同左)</p> <p>(1) <u>情報公開条例</u>第19条に規定する<u>審査請求</u>に関して<u>実施機関</u>の諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例</u>第40条に規定する<u>審査請求</u>に関して<u>実施機関</u>の諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>よる議長からの諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(4) <u>情報公開条例第7条第1項第1号才及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(5) <u>情報公開条例第27条の規定による実施機関からの諮問に応じ情報公開の適正な取扱いについて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(6) <u>個人情報保護法施行条例第7条の規定による実施機関からの諮問又は議会個人情報保護条例第50条の規定による議長からの諮問に応じ個人情報の適正な取扱いについて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(7) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について意見を述べること。</u></p> <p>第4条～第7条 (略) (審査会の調査の権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問した実施機関(第3条第1項に規定する実施機関又は同条第2項に規定する実施機関をいう。以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は保有個人情報の内容を審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) (費用の負担)</p> <p>第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第18条の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p>	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号才及び第22条第2項並びに個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(4) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関すること。</u></p> <p>第4条～第7条 (同左) (審査会の調査の権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は個人情報の内容を審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 (同左)</p> <p>第9条～第11条 (同左) (費用の負担)</p> <p>第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第25条の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第13条～第15条 (同左)</p>

改正案	現行
<p>(罰則) 第16条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>